

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(くろまぐろ(小型魚)兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業)

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業」の漁獲量等を公表する。

令和3年11月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁獲量等の公表を行なう管理区分
知事管理区分 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業
(令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで))
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和3年11月4日現在)
75パーセント(A/B)
(漁獲量(A):3.546トン(速報値))
(漁獲可能量(B):4.7トン)